

【諮問（個人）第162号】

28川情個第21号
平成28年9月23日

川崎市長 福田紀彦様

川崎市情報公開・個人情報保護審査会
会長 三浦大介

保有個人情報開示請求に対する一部承諾処分に係る異議申立てについて（答申）

平成27年12月11日付け27川麻高第929号にて諮問のありました保有個人情報開示請求に対する一部承諾処分に係る異議申立てについて、次のとおり答申します。

【事務局】

川崎市総務企画局情報管理部

行政情報課情報公開担当

電話 044-200-2107

1 審査会の結論

実施機関川崎市長が行った異議申立人の保有個人情報開示請求に対する一部承諾処分は、妥当である。

2 開示請求内容及び異議申立ての経緯

- (1) 異議申立人は、平成27年11月5日付けで、川崎市個人情報保護条例（昭和60年川崎市条例第26号。以下「条例」という。）第26条第1項の規定により、実施機関川崎市長（以下「実施機関」という。）に対して、高齢者支援における異議申立人の母に係るケース記録について保有個人情報の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 実施機関は、本件請求に対し、対象公文書を平成24年〇月〇日から平成27年〇月〇日までのケース記録（以下「本件対象公文書」という。）と特定し、別紙「不開示部分一覧」に記載の部分（以下「本件不開示部分」という。）を除き開示することとして、平成27年11月19日付けで、一部承諾処分（以下「本件処分」という。）を行った。
- (3) 異議申立人は、平成27年11月26日付けで、全部開示を求めて異議申立てを行った（当審査会諮問（個人）第162号事件）。

3 異議申立人の主張要旨

平成27年11月26日付け異議申立書、平成28年2月28日付け及び平成28年9月22日付け意見書によれば、異議申立人の主張の要旨は、次のとおりである。

- (1) 第三者が母の治療に関わったのならば、その第三者の氏名と話した内容について、殺人罪の未必の故意を読み取れるので、その立件に必要な資料とするために必要である。殺人罪関連の公訴時効がなくなったので、仮に死後でも証拠疎明が確立されれば、起訴の余地は残されている。
- (2) 異議申立人は、介護を巡るブログ記事を作成しており、著述業を営んでいる都合上、出版物の取材に必要である。

4 実施機関の主張要旨

平成28年1月21日付け処分理由説明書及び平成28年6月10日実施の口頭による処分理由説明によれば、実施機関の主張の要旨は、次のとおりである。

- (1) 条例17条第1号該当箇所について
異議申立人に関する相談、評価・所見、第三者の意見を記録した内容が含まれており、これらを開示すると、異議申立人と実施機関との信頼関係を損なうこととなり、また、今後同種の業務においても、相談や発言等を躊躇する者が現れるなど、実施機関における事務の遂行が困難になるおそれがある。
- (2) 条例第17条第3号「本人等以外の個人に関する情報」該当箇所について
申立人と母親以外の第三者の氏名又は発言内容が記載されており、特定の個人を識別することができる情報であるため、不開示とした。ただし、第三者の情報

であっても、異議申立人が知っている情報は開示した。

(2) 条例第17条第6号「事務又は事業に関する情報」該当箇所について

これらの該当箇所については、実施機関の支援方針や相談内容に係る問題の解決や改善を図るために欠かせない関係機関との連絡調整を行った内容が記載されており、これらの情報が開示されれば、関係機関との信頼関係を構築・維持することが難しくなり、結果的に相談や連絡行為自体ができなくなるなど業務の根幹を揺るがすことにもつながりかねず、今後の業務遂行を著しく困難にすることから、不開示とした。

5 審査会の判断

(1) 条例第17条第1号該当性について

本件不開示部分のうち別表の1の各部分について（以下「不開示情報1」という。）、実施機関は、条例第17条第1号に規定される「開示請求に係る本人の評価、診断、判定、指導、相談、選考等に関する情報であって、開示請求者に知らせないことが正当と認められるもの」に該当すると主張するので、同号該当性について検討する。

まず、不開示情報1は、開示請求者たる異議申立人についての評価・診断若しくは相談に関する情報であって、同号の「開示請求に係る本人の評価、診断、判定、指導、相談、選考等に関する情報」に該当する。

次に、不開示情報1が「開示請求者に知らせないことが正当と認められる」か否かについて検討するに、開示請求者に知らせないことが正当と認められる場合とは、開示請求者に開示することにより、事務の目的達成を著しく困難にする等のおそれがあるため、比較衡量の結果、開示請求者に知らせないことが正当と認められる場合をいう。

この点、高齢者支援業務を適切に実施するためには、支援対象者本人のみならず、同居の親族等の周辺の関係者の状況の把握やきめ細やかな対応が不可欠である。また、支援記録には、支援対象者本人についてのみならず、同居の親族などの支援対象者周辺の関係者についても、関係事実や関係者に関する評価・診断、相談内容等を基礎に対応策を詳細に検討し、それらを記載する必要があるところ、支援対象者にとって適切な福祉を実現するためには、それらが、必ずしも支援対象者や関係者の意に沿わない内容となることもあり得る。

また、適切な高齢者支援業務を実施するためには、各関係機関との連絡調整も不可欠である。この点、高齢者の支援業務においては、個人の生活全般に関して多岐にわたる課題を克服することが求められるが、ケースによっては、実施機関単独の努力をもってしてはなしえず、他機関との連携が、当該課題を克服する必要不可欠な要素となることがある。この場合、関係機関との適切な連絡調整が欠けると、支援業務に歪みが生じ、例えば、適切な医療ケアを提供できないままに支援対象者の病状の進行を抑制できず時間を経過させてしまったり、支援対象者を、生命に関わるような重大事故が起き得る危険な環境に置いたまま時間が経過してしまうといっ

た事態が惹起され得る。

そして、支援記録上の情報が開示され秘密保持が難しくなれば、意に沿わない記載をされたと感じた関係者との信頼関係が破たんするなどの事態が生じ、またそのことを恐れ、情報の共有や記録をすることにつき深刻な萎縮効果がもたらされる。そのため、支援対象者の福祉の観点から適切に具体的な方策を検討し記録することが躊躇されるようになるおそれがあるうえ、関係機関との信頼関係を構築・維持することが難しくなり、結果的に関係機関との情報の共有や支援方針の検討、さらには関係機関との連絡行為自体ができなくなるなど、実施機関における高齢者支援業務の遂行を著しく困難にし、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

このことは、支援対象者本人の死亡に伴い、当該支援業務が終了した後においても、関係者に記録が開示され、秘密保持ができなくなるとすれば、現に進行中のケース記録に正確な情報を記載することが躊躇されることになるし、各関係機関からも情報が寄せられなくなり、各関係機関との連絡調整や連携が妨げられ、今後同種の事案において、適切な支援をすることが困難になるおそれがあることは変わらない。

そうすると、不開示情報1を開示することで、実施機関が適切に高齢者支援業務を為すことが著しく困難になるおそれが認められるので、不開示情報1を異議申立人に不開示としたことは正当である。

以上から、不開示情報1について、条例第17条第1号に該当するとして不開示とした実施機関の処分は妥当である。

(2) 条例第17条第3号該当性について

本件不開示部分のうち別表の2(1)の各部分(以下「不開示情報2(1)」という。)及び同2(2)の各部分(以下「不開示情報2(2)」という。)について、実施機関は、条例第17条第3号に規定される「本人以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により本人以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、本人以外の特定の個人を識別することができるものを含む。)」に該当すると主張するので、同号該当性についてそれぞれ検討する。

この点、不開示情報2(1)は、開示請求者以外の私人たる第三者の氏名及び連絡先並びに民間の関係機関の職員及び担当者の氏名であって、本人以外の特定の個人を識別することができるものに該当し、また、同号ただし書きアからエのいずれにも該当しないと認められる。

また、不開示情報2(2)は、開示請求者以外の第三者(同号ただし書きウに規定される公務員等を除く)の発言内容であり、特定の個人を識別することができるものに該当し、また、同号ただし書きアからエのいずれにも該当しないと認められる。

以上から、不開示情報2(1)及び(2)について、いずれも条例第17条第3号に該当するとして不開示とした実施機関の処分は妥当である。

(3) 条例第17条第6号該当性について

本件不開示部分のうち別表の3(1)の各部分(以下「不開示情報3(1)」という。)及び同3(2)の各部分(以下「不開示情報3(2)」という。)について、実施機関は、条例第17条第6号「事務又は事業に関する情報」に該当すると主張するので、同号該当性について、それぞれ検討する。

まず、不開示情報3(1)は、公務員の氏名、連絡先及び発言内容であり、条例第17条3号ただし書きウに該当するものではあるが、(1)に述べたとおり、高齢者支援業務を適切に遂行するためには、支援対象者本人及びその周辺の関係者に関する情報の把握、関係機関との密な連絡や情報共有、連携が不可欠であり、それは、公務員からもたらされた情報であっても変わるところはない。共有された情報について、秘密保持がなされないとなれば、意に沿わない記載をされたと感じた関係者との信頼関係が破たんするなどの事態が生じ、またそのことを恐れ、情報の共有や記録をすることにつき深刻な萎縮効果がもたらされる。そのため、今後の高齢者支援業務における関係諸機関の連携が阻害され、高齢者支援業務の適切な遂行にとって重大な支障が生じるおそれが認められる。

また、不開示情報3(2)は、異議申立人の状態や異議申立人への対応等の事業手法や関係機関とのやり取りの内容を記載したものであり、支援対象者である異議申立人の母の当時の置かれた状況からすれば、連絡や検討、記録記載の必要性が高く認められるものである。しかし、これらの開示が制度上余儀なくされるということになれば、(1)に述べたのと同様の理由で、今後の高齢者支援業務における関係機関との率直な情報共有・連携に重大な支障が生じることが容易に認められる。

したがって、不開示情報3(1)及び(2)はいずれも、今後の適切な高齢者支援業務の遂行を著しく困難にし、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるものであり、条例第17条第6号に該当するとして、不開示とした実施機関の処分は妥当である。

(4) 結論

以上から、本件請求に対して一部承諾処分を行った実施機関の判断は妥当である。

以上の理由により、前記1に記載の「審査会の結論」のとおり答申する。

川崎市情報公開・個人情報保護審査会(五十音順)

委員 飯島 奈津子

委員 友岡 史仁

委員 中島 美砂子

委員 三浦 大介

分類	不開示部分		不開示情報	条例17条中 該当号数
	ページ	行		
1	8枚目	13～15行目	申立人に係る相談、評価、所見に関する情報	1号
	9枚目	20～22行目		
	11枚目	3行目、11～13行目		
	12枚目	16～17行目		
	14枚目	5～11行目		
	17枚目	1行目		
	18枚目	3～4行目		
	19枚目	18～22行目		
	20枚目	9～11行目、19～21行目		
	22枚目	7行目		
	29枚目	22行目		
	37枚目	14～16行目		
	40枚目	25行目		
	43枚目	18～19行目		
	44枚目	13～14行目、16～17行目、29行目		
	45枚目	9～10行目、32行目		
	46枚目	22行目		
50枚目	1行目、5行目、14行目			
51枚目	5行目、9～10行目、22～24行目			
53枚目	「検討内容および結果」欄（【情報共有】）1行目、4行目、5行目			
2(1)	1枚目	欄外（上3カ所、右上3カ所、下1カ所）、「疾病の状況」欄	第三者の氏名・連絡先等	3号
	2枚目	「家族の状況」欄の「職業・連絡先等」欄3行目～6行目		
	3枚目	6行目		
	8枚目	8行目、11行目		
	9枚目	9行目、11行目、14行目		
	10枚目	2行目、5行目、9行目、10行目		
	11枚目	2行目		
	13枚目	5行目、6行目		
	14枚目	2行目		
	15枚目	18行目、22行目、23行目、24行目		
	16枚目	19行目、24行目		

分類	不開示部分		不開示情報	条例17条中 該当号数
	ページ	行		
2 (1)	17枚目	12行目、16行目、17行目、 22行目	第三者の氏名・連絡先等	3号
	18枚目	9行目、18行目、21行目		
	20枚目	7行目、24行目		
	21枚目	2行目		
	22枚目	2行目、10行目、11行目		
	24枚目	2行目、3行目、4行目		
	26枚目	13行目、15行目、18行目		
	27枚目	7行目、13行目、15行目、1 8行目、19行目、20行目、2 3行目、25行目		
	28枚目	2行目、8行目、13行目		
	29枚目	2行目、4行目、17行目		
	30枚目	2行目、4行目、24行目、29 行目		
	31枚目	2行目		
	32枚目	1行目		
	33枚目	1行目、12行目、24行目		
	34枚目	1行目		
	35枚目	1行目、18行目、20行目		
	37枚目	1行目、6行目、13行目		
	38枚目	8行目		
	39枚目	1行目、6行目、17行目		
	40枚目	11行目、24行目、26行目		
	41枚目	1行目、21行目、29行目		
	42枚目	4行目、7行目		
	44枚目	15行目、20行目、22行目、 28行目		
	45枚目	4行目、5行目、6行目、15行 目、16行目、26行目、27行 目、28行目		
	46枚目	7行目、8行目、15行目、23 行目、24行目、31行目		
	48枚目	3行目、27行目、30行目		
49枚目	1行目、4行目、10行目、19 行目、20行目、21行目、23 行目、25行目、28行目、30 行目			
50枚目	1行目、14行目、16行目			
51枚目	11行目、25行目、26行目、 27行目、29行目、30行目、 32行目			
52枚目	1行目、2行目、3行目			

分類	不開示部分		不開示情報	条例17条中 該当号数
	ページ	行		
2 (1)	5 3 枚目	「氏名」欄	第三者の氏名・連絡先等	3号
	5 5 枚目	6行目		
2 (2)	3 枚目	4行目	第三者の発言内容	3号
	4 枚目	「用件」欄、「相談内容」欄1～6行目、7行目、9行目、13～15行目		
	5 枚目	8～9行目、16行目		
	1 4 枚目	16～18行目		
	1 6 枚目	12～15行目		
	2 7 枚目	15～16行目		
	4 1 枚目	4～5行目、9～14行目、32行目		
	4 2 枚目	1行目		
	4 5 枚目	12～13行目		
	4 8 枚目	7～8行目		
	4 9 枚目	5～6行目、26～27行目		
5 3 枚目	16～17行目			
3 (1)	1 枚目	「来所者」欄の「氏名」欄、「続柄」欄、「備考」欄、欄外(右)	公務員の氏名、連絡先等	6号
	3 枚目	欄外(上)		
	4 枚目	「相談者」欄、「続柄」欄、「住所」欄、「TEL」欄、「相談内容」欄の1行目、9行目		
3 (2)	5 枚目	15行目、17～18行目	当該ケースに係る支援方針・手法、関係機関とのやり取り	6号
	7 枚目	12行目		
	9 枚目	23～24行目		
	1 1 枚目	15行目		
	2 8 枚目	20～22行目、24～26行目		
	2 9 枚目	24～29行目		
	3 1 枚目	9～11行目		
	4 1 枚目	19行目、20行目		
	4 3 枚目	22～24行目		
	5 2 枚目	4～5行目		
	5 4 枚目	8行目、14行目		
5 5 枚目	8行目			